

【ドイツ】補完的保護を受ける者の家族呼寄せに関する立法

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 難民として認定されないが人道的理由等により「補完的保護」が保障される外国人に対し、核家族の範囲で人道的理由による家族呼寄せを月 1,000 人に限って認め、その認定要件を明確にする「家族呼寄せ新規定法」が 2018 年 7 月に制定され、同年 8 月に施行された。

1 補完的保護を受ける者の家族呼寄せ停止の経緯

難民条約に基づく難民に認定はされないが、本国帰還ができない又は望ましくないと判断できる外国人は、人道的理由等により「補完的保護」¹が保障され、ドイツ国内での滞在が認められる。ただし、2015 年からの欧州難民危機²を受けて、難民と同様、補完的保護を受ける者（被保護者）も急激に増えた（表参照）ため、被保護者による家族呼寄せは一旦停止されていた。経緯は、次のとおりである。まず 2016 年 3 月 17 日に 2018 年 3 月 16 日までの 2 年間の停止を規定した法律³が施行され、次いで 2018 年 3 月 16 日に 7 月 31 日まで停止措置を延長する法律⁴が施行された。ただし同法は、延長を規定するとともに、8 月 1 日（停止延長期限の翌日）からは、人道的理由があれば月 1,000 人を上限として核家族の範囲（配偶者、未成年で未婚の子、未成年の子の親）で呼寄せを認める法律を制定することについても規定していた。この旨は、同年 3 月に締結された第 4 次メルケル（Angela Merkel）政権の連立協定にも明記された⁵。

表 難民及び補完的保護を受ける者の近年の認定数

年	決定件数	難民として認定 (庇護法第 2 条第 1 項/基本法（憲 法）第 16a 条)	補完的保護を 受ける者として 認定（庇護法 第 4 条第 1 項）
2013	80,978	10,915	7,005
2014	128,911	33,310	5,174
2015	282,726	137,136	1,707
2016	695,733	256,136	153,700
2017	603,428	123,909	98,074

（出典）BT-Drucksache 19/2438, 04.06.2018, S. 1.

2 家族呼寄せ新規定法の概要

これらに基づき、2018 年 5 月に政府法案が連邦参議院に提出され、連邦議会での修正を経て、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 9 月 7 日である。

¹ 庇護法（Asylgesetz (BGBl. 2008 I S. 1798)）第 4 条で規定。庇護法については、以下を参照。渡辺富久子「ドイツ、オーストリア及びハンガリーにおける難民の受入れ」『外国の立法』No.272, 2017.6, pp.50-97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10362193_po_02720003.pdf?contentNo=1>

² 欧州難民危機については、以下を参照。小笠原美喜「「欧州難民危機」への対応—EU における共通庇護制度の整備と域外国境管理の強化—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『岐路に立つ EU—総合調査報告書—』（調査資料 2017-3）2018, pp.35-50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055935_po_20180307.pdf?contentNo=1>

³ Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren vom 11. März 2016(BGBl. I S. 360); 渡辺富久子「【ドイツ】第 2 次難民対策立法」『外国の立法』No.267-2, 2016.5, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9974277_po_02670206.pdf?contentNo=1>

⁴ Gesetz zur Verlängerung der Aussetzung des Familiennachzugs zu subsidiär Schutzberechtigten vom 8. März 2018(BGBl. I S. 342); 泉眞樹子「【ドイツ】補完的保護を受ける者の家族呼寄せの停止を延長する法律」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, p. 25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117163_po_02760111.pdf?contentNo=1>

⁵ „Ein neuer Aufbruch für Europa. Eine neue Dynamik für Deutschland. Ein neuer Zusammenhalt für unser Land. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD“. Bundesregierung website <https://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2018/03/2018-03-14-koalitionsvertrag.pdf;jsessionid=B7D1AA7A530F76CBF8661229A52BEF75.s2t1?__blob=publicationFile&v=1>

2018年7月に「補完的保護を受ける者の家族呼寄せについて新たに規定する法律（家族呼寄せ新規定法）」⁶が制定された（2018年7月17日公布）。

家族呼寄せ新規定法は、全6条（Artikel）から成る条項法⁷で、第1条で滞在法⁸を改正し、その結果の条文修正として第2条から第4条で連邦教育助成法⁹、社会法典第3編¹⁰及び向上訓練支援法¹¹を改正し、第5条で第1条（滞在法改正）により「移動の自由」（基本法（憲法）第11条第2項）と「信書、郵便及び通信の秘密」（同第10条第2項）の基本権が制限されることを規定し、第6条で施行日（2018年8月1日）を規定する。

第1条による滞在法改正の主要部分は、①第27条「家族呼寄せの原則」に第3a項を新設して、呼寄せを認めない一般的な要件を規定し、②第36a条「補完的保護を受ける者の家族呼寄せ」を新設して、被保護者の家族呼寄せを認める要件を規定し、③第73条及び第79条に、滞在許可等の手続や決定において家族呼寄せを認めない場合の規定条文を新設する等である。

この立法によって明確にされたのは、以下の点である¹²。

- ・ 被保護者に家族呼寄せの法的請求権はなく、家族呼寄せは人道的理由で認められる。
- ・ 本国離脱後に結ばれた結婚であること、被保護者が近日中にドイツを出国する予定であること、重大な犯罪歴があることは、家族呼寄せを認めない理由となる。
- ・ テロ攻撃者、ヘイト扇情者及び禁止団体のリーダーに関して、家族呼寄せは認めない。
- ・ 未成年者の無許可での単身入国を教唆し又はほう助した場合、密航罪とみなしうる。

3 目的

なお、法案を提出したゼーホーファー（Horst Seehofer）連邦内務大臣は、法案が閣議決定された際、次の趣旨の発言を行っている¹³。この法案は、本国から避難してきた者の家族生活を回復させるという利益と、受入側である連邦、州、地方自治体の社会的な統合能力との間に、責任をもってバランスをとるものであり、月1,000人の制限はそのためである。また、明確な基準に照らして人道的な選択に基づいて呼寄せの可否を判断することは、保護の必要性の多寡によって区別することであり、正当である。拒否要件を一般化して明確にするのは、家族呼寄せの制度の濫用を避けるためである。未成年の子供を危険な旅に連れ出し、その福祉を危険にさらしかねないインセンティブは、罰則を重くすることによって排除する。

他方で、ドイツに危険をもたらす家族呼寄せの拒否の一般化は、公安の観点から行うもので、連立協定での合意を超えており、連邦政府内で議論の的となったことも、大臣は認めていた。

⁶ Gesetz zur Neuregelung des Familiennachzugs zu subsidiär Schutzberechtigten (FamNachzNG k.a.Abk.) vom 12. Juli 2018 (BGBl. I S. 1147)

⁷ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁸ Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162)

⁹ Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung (Bundesausbildungsförderungsgesetz - BAföG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1952; 2012 I S. 197)

¹⁰ Das Dritte Buch Sozialgesetzbuch – Arbeitsförderung – (Artikel 1 des Gesetzes vom 24. März 1997, BGBl. I S. 594, 595)

¹¹ Gesetz zur Förderung der beruflichen Aufstiegsfortbildung (Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz - AFBG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. Juni 2016 (BGBl. I S. 1450)

¹² Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 19-235321] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2353/235321.html>>

¹³ „Neuregelung des Familiennachzugs“. (Meldung, 09.05.2018) BMI website <<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/kurz-meldungen/DE/2018/05/kabinett-familiennachzug.html>>